

●香川県警察本部告示第1号

香川県警察証紙収納事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月25日

香川県警察本部長 吉田和彦

香川県警察証紙収納事務取扱規程の一部を改正する規程

香川県警察証紙収納事務取扱規程（平成12年香川県警察本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																															
<p>(証紙を貼り付ける関係書類)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の区分</th> <th>関係書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(9) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づく事務</td> <td>申請書の写し</td> </tr> <tr> <td>(11) 遺失届出証明・盗難届出証明事務</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(12) 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		事務の区分	関係書類	1 略		2 略		(1)～(9) 略		(10) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づく事務	申請書の写し	(11) 遺失届出証明・盗難届出証明事務	略	(12) 略		<p>(証紙を貼り付ける関係書類)</p> <p>第2条 証紙を貼り付ける関係書類（県規則第15条の関係書類をいう。以下同じ。）は、次の表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の区分</th> <th>関係書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号。以下「警察手数料条例」という。）に規定する手数料に係る事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(9) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づく事務</td> <td>申請書の写し又は届出書の写し</td> </tr> <tr> <td>(11) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に基づく事務</td> <td>届出書の写し又は申請書の写し</td> </tr> <tr> <td>(12) 遺失届出証明・盗難届出証明事務</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(13) 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		事務の区分	関係書類	1 略		2 香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号。以下「警察手数料条例」という。）に規定する手数料に係る事務		(1)～(9) 略		(10) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づく事務	申請書の写し又は届出書の写し	(11) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に基づく事務	届出書の写し又は申請書の写し	(12) 遺失届出証明・盗難届出証明事務	略	(13) 略	
事務の区分	関係書類																																
1 略																																	
2 略																																	
(1)～(9) 略																																	
(10) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づく事務	申請書の写し																																
(11) 遺失届出証明・盗難届出証明事務	略																																
(12) 略																																	
事務の区分	関係書類																																
1 略																																	
2 香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号。以下「警察手数料条例」という。）に規定する手数料に係る事務																																	
(1)～(9) 略																																	
(10) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づく事務	申請書の写し又は届出書の写し																																
(11) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に基づく事務	届出書の写し又は申請書の写し																																
(12) 遺失届出証明・盗難届出証明事務	略																																
(13) 略																																	
<p>(取扱所属長及び所管課長)</p> <p>第3条 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料等徴収事務</th> <th>取扱所属長</th> <th>所管課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		手数料等徴収事務	取扱所属長	所管課長				<p>(取扱所属長及び所管課長)</p> <p>第3条 県規則第16条に規定する使用料又は手数料に係る事務を所掌する課等の長（以下「取扱所属長」という。）及び県規則第17条第1項に規定する使用料又は手数料の収入予算を計上している課等の長（以下「所管課長」という。）は、次の表の左欄に掲げる手数料等徴収事務の区分に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料等徴収事務</th> <th>取扱所属長</th> <th>所管課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		手数料等徴収事務	取扱所属長	所管課長																					
手数料等徴収事務	取扱所属長	所管課長																															
手数料等徴収事務	取扱所属長	所管課長																															

1～10 略	
11 警察手数料条例別表第10に規定する自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく事務の手数料の徴収事務	略
12 警察手数料条例別表第11に規定する手数料のうち次に掲げるものの徴収事務 (1)～(3) 略	

1～10 略		
11 警察手数料条例別表第10に規定する自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく事務の手数料の徴収事務	略	
12 警察手数料条例別表第11に規定する探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく事務の手数料の徴収事務	警察署長	生活安全企画課長
13 警察手数料条例別表第12に規定する手数料のうち次に掲げるものの徴収事務 (1)～(3) 略		

附 則  
この規則は、令和6年4月1日から施行する。